

## 第2章 競争参加者

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約担当役及び分任契約担当役(以下「契約担当役等」という。)は、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規則第22条に規定する競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当役等は、前項の各号のいずれかに該当する者を入札の代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

3 指名競争及び随意契約における業者の選定においても、前二項を準用するものとする。